

第2次岡山県自転車活用推進計画の概要

1. 総論

(1) 岡山県自転車活用推進計画の位置付け

国の自転車活用推進計画を勘案して、本県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（法第10条）

(2) 計画期間

長期的な展望を視野に入れつつ、令和7(2025)年度まで

(3) 自転車を巡る現状及び課題

①都市環境 ②県民の健康増進 ③観光地域づくり ④安全・安心

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定支援
2. 自転車通行空間の整備の推進
3. 違法駐車取締りの推進
4. シェアサイクルの普及促進
5. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進
6. まちづくりと連携した自転車利用環境整備に係る総合的な取組の実施

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興
8. 自転車を活用した健康づくりの推進
9. 自転車通勤等の促進

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立県の実現

10. 魅力的なサイクリング環境の創出

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

11. 安全性の高い自転車普及の促進
12. 多様な自転車の普及
13. 自転車の点検整備の促進
14. 自転車の安全利用の促進
15. 学校における交通安全教育の促進
16. 自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定支援
(施策1の再掲)
17. 自転車通行空間の整備の推進(施策2の再掲)
18. まちづくりと連携した自転車利用環境整備に係る総合的な取組の実施
(施策6の再掲)
19. 災害時における自転車活用の推進
20. 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

施策を着実に実施するため、計画期間中に講ずべき措置

(主なもの)

- ・市町村の自転車活用推進計画策定支援
- ・市町村の自転車ネットワーク計画策定支援
- ・高齢者が安全に安心して乗ることができる自転車製品の普及を推進
- ・自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発
- ・自転車通勤に関する広報啓発
- ・サイクリング環境の充実
- ・サイクリストの満足度向上に向けた取組の実施
- ・安全性の高い製品購入につながる広報啓発
- ・交通安全教室の開催
- ・自転車損害賠償責任保険加入の必要性の周知、広報啓発

4. 自転車の活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1)関係者の連携・協力

(2)計画に定める施策の実施状況の調査と見直し

(3)広報活動等